

第五号様式の三（第八条）

事業報告書等提出書

令和6年5月22日

千葉県知事 様

千葉県野田市中里773番地の13

特定非営利活動法人アルファバドミントンネットワーク

高瀬 麻美 ⑨

04-7129-0678

下記に掲げる前事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第29条・第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第29条）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

備考 上記5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

# 活動計算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人アルファバドミントンネットワーク

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日

<b>【経常収益】</b>		
<b>【受取会費】</b>		
正会員受取会費	360,000	
OB. OG協力会員	(207,000)	
一般協力会員	(54,000)	
運営会員	(102,000)	
その他補助	(△ 3,000)	360,000
<b>【受取寄付金】</b>		
受取寄付金	491,000	
米作りクラウドファンディング	(290,000)	
一般	(201,000)	491,000
<b>【受取助成金等】</b>		
受取助成金		200,000
<b>【事業収益】</b>		
事業 収益	131,900	
スターライス	(15,000)	
アルファクラブ	(85,400)	
ソイタウン	(17,000)	
サイクリング	(14,500)	131,900
<b>【その他収益】</b>		
受取 利息	4	
雑 収 益	922	926
経常収益 計		1,183,826
<b>【経常費用】</b>		
<b>【事業費】</b>		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
諸 謝 金	21,411	
印刷製本費(事業)	110,840	
その他	(16,409)	
普及啓発	(27,275)	
サイクリング	(2,400)	
ソイタウン	(33,732)	
アルファクラブ	(17,960)	
スターライス	(7,343)	
千葉バドミントングランプリ	(5,721)	
会 議 費(事業)	24,143	
通信運搬費(事業)	91,443	
消耗品 費(事業)	325,559	
普及啓発	(4,505)	
ソイタウン	(264,000)	
アルファクラブ	(25,260)	
スターライス	(25,370)	
千葉バドミントングランプリ	(6,424)	
施設等評価費用	60,460	
保 険 料(事業)	8,870	
支払手数料(事業)	140	
支払寄付金	160,000	
外 注 費	234,123	
雑 費(事業)	21,640	
その他経費計	1,058,629	
事業費 計		1,058,629
<b>【管理費】</b>		
(人件費)		

# 活動計算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人アルファバドミントンネットワーク

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日

人件費計	0		
(その他経費)			
印刷製本費	20,840		
会議費	9,799		
通信運搬費	31,951		
消耗品費	19,125		
広告宣伝費	8,000		
接待交際費	54,870		
新聞図書費	29,189		
諸会費	38,720		
支払手数料	3,176		
管理諸費	47,300		
その他経費計	262,970		
管理費計		262,970	
経常費用計			1,321,599
当期経常増減額			△ 137,773
【経常外収益】			
経常外収益計			0
【経常外費用】			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 137,773
当期正味財産増減額			△ 137,773
前期繰越正味財産額			790,563
次期繰越正味財産額			652,790

# 活動計算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人アルファバドミントンネットワーク

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日

## 【活動計算書の注記】

### 1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- 固定資産の減価償却の方法  
取得額10万円以上のものについて減価償却する。
- 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理  
施設の提供等の物的サービスの受け入れは、活動計算書に計上しない。
- ボランティアによる役務の提供  
ボランティアによる役務の提供は、活動計算書に計上しない。
- 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税込み方式によっている。